

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課、徴収に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)により、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の24項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 個人住民税(森林環境税を含む) 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。 2 固定資産税・都市計画税 地方税法等の法律に従い、固定資産税・都市計画税業務で以下の事務を行う。 ①償却資産申告書を作成し、送付する。 ②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 ③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 ④賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ⑤現況確認調査、未申告調査を行う。 ⑥証明書等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名寄帳を交付する。 3 軽自動車税 地方税法等の法律に従い、軽自動車税業務で以下の事務を行う。 ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③現況確認調査、未申告調査を行う。 ④証明書の交付申請に基づき継続検査用納税証明書を交付する。 4 収納・滞納整理 地方税法等の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。 ①納税者からの納税の管理、納税者への還付充当を行う。 ②納期限内に納付がない納税者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差し押さえなどの滞納整理を行う。 ③証明書の交付申請に基づき納税証明書を交付する。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税収納管理システム
②システムの機能	地方税法等により課税された地方税等の収納管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 課税システムからの賦課情報連携 2 滞納整理システムからの滞納処分、処分停止情報連携 3 宛名システムから各課税システムの送付先情報を連携 4 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （金融機関・財務連携代行システム）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税証明システム
②システムの機能	地方税法等に基づき税証明書の交付を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 納税証明書の交付 2 課税証明書の交付 3 所得(市・道民税)証明の交付 4 評価・公課証明書等の交付
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （証明書コンビニ交付システム）
システム3	
①システムの名称	住民税システム
②システムの機能	地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 納税者番号の付番・確認 2 税額計算及び賦課情報の管理 3 申告書、法定調書等の情報の管理 4 納税者に関する基本情報や関係者情報の管理 5 納税通知書、税額決定通知書等の帳票発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)）

システム4	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	地方税法等による地方税のうち固定資産税・都市計画税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 納税者番号の付番・確認 2 税額計算及び賦課情報の管理 3 申告書、法定調書等の情報の管理 4 納税通知書、名寄帳等の帳票発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 審査システム(eLTAX))
システム5	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	地方税法等による地方税のうち軽自動車税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 軽自動車税の納税通知書番号の確認・付番 2 軽自動車税の税率適用判断及び課税台帳の管理 3 申告書等の情報の管理 4 納税義務者に関する基本情報や関係者情報の管理 5 軽自動車税の納税通知書等の帳票発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	税滞納整理システム
②システムの機能	地方税法等により課税された地方税等の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1 課税システムからの賦課情報の取り込み、税収納管理システムからの収納データの取り込み 2 滞納者情報の管理 3 各滞納処分書類の作成 4 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 5 統計・決算情報の作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （)

システム7	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	審査システム(eLTAX※)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ(eLTAX)等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 審査システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① 申告等データ(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等) ② 利用届出データ ③ 申請・届出データ等の受領 ④ 納付情報データの受領 2 税システムから審査システム(eLTAX)への連携 ① プレ申告データ ② 特別徴収税額通知データ等 ※eLTAX・・・地方税ポータルシステムの呼称。地方公共団体が共同して運営する地方税共同機構(以下「機構」という。)が開発・運用しているシステムで、地方税に関する総合窓口として地方税に関する様々な手続きを電子的に行う。地方税ポータルセンタ、審査システム、国税連携システムなどから構成される。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム8	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	国税連携システム(eLTAX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税庁との所得等データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 国税連携システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① e-Taxに申告された所得税申告書等データ ② 書面で申告された所得税申告書等データ ③ 法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データ ④ 住民登録外課税通知データ 2 税システムから国税連携システム(eLTAX)への連携 ① 扶養是正情報等データ ② 住民登録外課税通知データ
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム9	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバ及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号（※）と団体内統合宛名番号（※）とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 ※（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバ）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 （※）インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や復号に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （システム基盤（市中間サーバ））

システム10	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバ・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバ・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 サーバ・プラットフォームとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバ・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバ・プラットフォーム…自治体中間サーバ(本市の「市中間サーバ」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバの拠点。 (参考) 中間サーバ・ソフトウェア…自治体中間サーバ(本市の「市中間サーバ」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバ・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバ・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 7 申請管理の機能 マイナポータルから連携される電子申請を、札幌市の各業務システムに連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(市中間サーバ、個人基本、税宛名、住民税システム、マイナポータル))

システム12	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務システム)
システム13	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報の連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名の管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)

システム14	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 地方公共団体情報システム機構(※)への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※地方公共団体情報システム機構…地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム15	
①システムの名称	金融機関・財務連携代行システム
②システムの機能	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、税システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 税システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 税システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから税システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の税額の収納情報を税システムへ連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム16～20	
システム16	
①システムの名称	システム基盤(標準準拠システム連携基盤)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」(以下「共通機能標準仕様書」という。))において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。 またデータ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (ガバメントクラウド上の標準準拠システム、システム基盤)

3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資するため。 ・情報提供ネットワークを用いた他の地方公共団体等との情報連携に対応するため。 ・社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被扶養者の所得確認など事務の効率化が図れるため。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となり、より公平な課税に資することが期待される。 2 被扶養者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。 3 社会保障分野の手続で求めている市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項、第3項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 財政局 税政部 税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課
②所属長の役職名	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長
8. 他の評価実施機関	
-	